

高知県公立大学生生活協同組合ミールカードプラン利用規約

この規約は、高知県公立大学生協（以下、生協）が提供しているミールカードプラン（以下、ミールカードと記載する）の利用に関し必要な事項を定める。

第1条(ミールカード利用方法)

- 1 組合員は、ミールカード利用に供する期間に対応する生協が指定した金額を、現金を添えもしくは生協が指定する金融機関口座への払込をもって申請することにより、IC カードによるミールカード利用ができるものとします。
- 2 組合員は、生協が指定した期間および指定した 1 日あたり利用限度額の範囲内で、生協の指定する食堂等の店舗(以下「指定食堂等」という)および IC カード対応機器で、ミールカード利用による食事等ができます。

第2条(ミールカード利用の期間・1 日あたり利用限度額・利用可能商品等)

- 1 生協は、ミールカード利用の期間、1 日あたり利用限度額およびミールカード利用ができる食事等商品の範囲を定め、これを組合員に通知するものとします。
- 2 ミールカード利用の申込にかかる入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間等を問わず無利息とします。
- 3 ミールカードを利用できる店舗は、香美食堂、永国寺食堂・ショップ、池食堂・ショップとする。

第3条(ミールカード利用ができない場合)

組合員は、次の場合にはミールカード利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ①指定食堂等が営業していない場合および営業時間外(台風等による臨時閉店の場合を含む)
- ②第2条 1 項による食事等商品以外の購入およびサービスの利用の場合
- ③ミールカード利用の期間を超えた場合
- ④生協が定める 1 日あたり利用限度額を超えた場合
- ⑤天災・停電等の不可抗力な原因により食堂の営業・食事の提供を行う事が出来ない場合
- ⑥第1条の条件を満たしていない場合

第4条(ミールカード利用ができる IC カードの紛失・汚損等)

- 1 カードの汚損により、ミールカード利用の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合、組合員は再発行の届出を行うものとします。
- 2 前項の場合及び組合員がカードを紛失し、または盗難にあった場合は届出を行うものとします。その際、再発行手数料として生協が定める所定の手数料を負担するものとします。紛失には本人の規約違反による回収、機械トラブルを含みます。

- 3 前2項の場合において、組合員がミールカード利用の申込者であり当該ミールカード利用の期間内である場合、生協は再発行されたカードにミールカード利用機能を設定するものとします。
- 4 前3項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項に言う事由が、組合員等の故意又は過失によるものと生協が判断した場合、ミールカード利用機能の設定はしないものとします。

第5条(返品・返金の禁止)

ミールカード利用で購入した食事等商品についての返品は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合のほかは、受け付けないものとします。

第6条(目的外の利用の禁止)

ミールカード利用は申込者本人の健康増進、食生活習慣の形成等を目的としています。したがって、ミールカード利用は申込者本人の食事等商品の購入以外、他人のために使用することはできません。また、他人への譲渡、貸与等は禁じます。本人以外の利用が判明した場合は、ミールカード利用はできなくなります。その際、組合員は未使用期間分の返金については一切行わないことをあらかじめ承諾するものとします。

第7条(中途退学等の場合の返金)

- 1 中途退学、休学、留学、傷病等による長期入院などの理由によって、1ヶ月を超える長期にわたり大学への通学ができなくなった場合においては、生協は、組合員からの事前もしくは事後1年間以内の生協所定の手続きによる申し出を受けて、ミールカード利用購入額からすでに利用した金額を差し引いた残高を返金することとします。ただし、既に利用した金額がミールカード利用購入額を超えた場合、返金はありません。なお、既に利用した額はシステム計算上計算される金額とし、組合員番号の設定されていない仮カードによるミールカード利用分については月割りで算出した利用金額(1ヶ月未満は1ヶ月単位に切り上げ)を適用することとします。高知工科大学ドミトリー生については、大学の寮費返金金額の計算に準じ、月割計算します。
- 2 前項以外の理由における中途解約の場合、5月末解約から10月末解約まで1ヶ月単位で予め設定された金額を返金します。設定金額はミールカード利用購入金額から解約申し出の月末日までの最大利用可能金額を差し引いた金額とします。11月以降の解約の場合は、返金はありません。また、返金時は組合員が保護者に中途解約の了解を事前にとることを条件とします。年度中途開始コースの解約に関しては、原則として返金はありません。

第8条(次年度への継続)

- 1 2月末までの年間利用金額が、当年度の「ミールカード利用購入金額」を下回っている場合の差額を「ミールカード利用残金」とします。

- 2 当年ミールカード利用者のうち、次年度ミールカード利用を申し込む際に、「ミールカード利用残金」がある場合、「次年度ミールカード利用購入金額」から「ミールカード利用残金」を差し引いた金額で購入することができます。
- 3 次年度継続しない場合は、前項の「ミールカード利用残金」の 50%を、次年 5 月以降に本人の IC カードに記録するものとします。
- 4 卒業等で、次年度高知県立大学又は高知工科大学に在籍をしない場合のみ、「3 月末までの年間利用金額」を「当年ミールカード利用購入金額」から差し引いた金額を、次年度 4 月以降に振込みにて返金します。その際の手数料は本人負担とします。
- 5 高知工科大学ドミトリー生専用のミールカード利用(1 食追加コース含む)は寮食用となつていきますので、「ミールカード利用残金」があつた場合でも、前項 2・3・4 の対象となりません。
- 6 継続案内の書類またはメールでの連絡を 2・3 月中に生協側は発送するものとする。6 月末までに継続の有無等返答がない場合、継続権利・返金受取権利を消失したものとして、生協側は返金しないものとする。なお、生協側で在学生と認識している者については、第 3 項に基づき、継続しないものとして、7 月初旬に IC カードに 50%分を記録するものとする。
- 7 継続時にプランを購入金額が前年よりも低価格のものに下げる場合、「ミールカード利用残金」が購入金額を上回る時は、次年度 5 月以降にその差額を本人の IC カードに記録するものとします。
- 8 本規約内で「50%」の記載がある場合は、組合員に不利益の無いように 1 円未満を切り上げて計算するものとします。

第9条(本規約の変更・廃止)

- 1 当組合は、本サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本規約を変更・廃止することができます。
 - 2 前項の場合、当組合は、本規約を変更・廃止する旨、変更後の本規約の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。
 - (1)店舗での掲示
 - (2)Web サイトへの掲示
- 本規約の変更・廃止は、本組合の理事会の議決によります。

(附則)

- 1 この規約は 2021 年 12 月 16 日設定 2023 年 4 月 1 日改定施行。
- 2 この規約は 2023 年 12 月 21 日改定 2024 年 4 月 1 日施行。
- 3 この規約は 2025 年 12 月 11 日改定 2026 年 4 月 1 日施行